

会則と運営細則

【平成維新を実現する都民の会会則】

(本会の名称)

第1条 本会の名称を、平成維新を実現する都民の会（以下、本会という）とする。

(本会の定義)

第2条 本会は、大前研一が提唱する平成維新憲章の理念を実現する市民運動団体である。

(会員)

第3条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、会費を納入し、氏名・住所・電話番号、もしあればFAX番号・NIFTY-ID等を、事務局に届け出た者とする。

(会費)

第4条 本会の年会費は3000円とする。なお、いかなる場合においても、既納の会費は返還しない。

(会員総会)

第5条 会員総会は、定例は毎年1回・臨時は随時、開催し以下の議決を行う。

- ・東京代表世話人を出席者の互選により選出する。
- ・東京代表世話人の解任決議は、出席者の投票で決める。
- ・決算・予算を承認する。
- ・会則の改訂を決議する。
- ・その他、会にとって必要事項を決める。

第6条 会員総会は東京代表世話人が、全会員に招集を呼び掛けて開催する。

第7条 運営会議または全会員の1/10の要請により、臨時会員総会を開くことができる。

(本会の代表＝東京代表世話人)

第8条 本会の代表として、東京代表世話人1名を置く。

第9条 東京代表世話人の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

(各区分け・各区代表世話人)

第10条 本会の地域活動は、幾つかの地域に分けた各区で運用する。

第11条 地域の各区分け・各区代表世話人は、運営細則で定める。

(運営会議)

第12条 本会に執行機関として運営会議を置き、会の運用執行に当たる。

第13条 運営会議は、必要に応じ委員会を設け委員長を依頼する。

第14条 運営会議は、東京代表世話人・各区代表世話人および各委員会委員長で構成される。

第15条 運営会議は原則として公開とし、傍聴者の出席を認める。

第16条 運営会議議事録は、可及的速やかに会報誌上等で公表する。

(会報の発行)

第17条 本会会報を原則として毎月1回発行し、会員に配付する。

(会員名簿の配付・掲載)

第18条 特に匿名希望を申し出られた会員氏名を除いた、会員名簿を作成し、運営会議・各区世話人会・本会会報等

において、適宜配付・掲載する。

(会計)

第19条 本会に会計と会計監査を置く。その人選は運営会議にて決める。

第20条 会計年度は毎年7月始より、翌年6月末までとする。

第21条 会計報告は年1回の決算報告の他、適宜中間報告を会報等で行う。

(除名)

第22条 名譽棄損・妨害・私欲利用等により除名の必要がある会員が生じた場合、臨時調査委員会を設置し、その調査報告を基に運営会議にて決定する。

(運営細則)

第23条 本会則に準ずるものとして運営細則を別に定める。

第24条 運営細則の改変は運営会議で決定する。

【付則】本会則の施行日は、1995年7月9日とする。

【平成維新を実現する都民の会運営細則】

(委員会・委員長・委員)

1項 下記委員会を設置し、会運営の具体的執行に当たる。

代表補佐委員会・全国連合組織対応委員会・理念戦略委員会・会報委員会・会員名簿管理委員会・議事録作成委員会・会員拡大委員会・財務会計委員会・対外交流委員会・FAX普及委員会・パソコン通信普及委員会・各種イベント実行委員会若干数・各種調査委員会若干数・その他必要な委員会若干数。委員会の業務内容は別に定める。

2項 委員会委員長・委員会委員は運営会議で決める。

なお一般会員から、委員長を含む5名以上の委員で構成される新規委員会設置の申請があった場合は、原則としてこれを認めることとする。

3項 各区代表世話人には、特別の事情のない限り、1つ以上の委員会委員長を引き受けることを義務づける。

4項 各委員会委員長は運営会議で、当該委員会の活動経過・活動予定を報告する。

(地域の各区分け)

5項 地域の区分けは、旧衆議院選挙区分けの1～11区とする。

(各区世話人会)

6項 各区世話人会は、各区内の活動全般について、討議し決定する。

7項 代表世話人の選出・解任等、重要な決議を行う各区世話人会は、各区全会員に招集を呼び掛けて開催する。

8項 各区全会員の1/10の要請により緊急世話人会を開くことができる。

(各区代表世話人)

9項 各区代表世話人は、各区世話人会出席者の互選により選出する。

10項 各区代表世話人の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

11項 上記代表世話人の解任決議は、各区世話人会出席者の投票で決める。

【付則】本会初代の各区代表世話人が選出されるまでの間は、旧会当該地域担当のサブマネージャーがその代行を行う。